

# 京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例の概要

## 目的（第1条関係）

府内産木材の利用等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって林業・木材産業の更なる発展、地域の活性化、森林の公益的機能の持続的な発揮、木の文化の継承及び快適で癒やしをもたらす府民生活の実現に寄与すること。

## 基本理念（第3条関係）

府内産木材の利用等の促進に関する基本理念

- ①府内産木材等の経済的価値の向上②府民共通の財産としての森林の次代への継承③府民等の理解と意識の高揚による自発的な取組の推進

## 各主体の責務・役割（第4～6条関係）

### 【府の責務】

府内産木材の利用等の促進に関する施策の総合的な実施、府民等との協働、森林資源関連事業者、国・市町村との緊密な連携に努めること。

### 【府民及び事業者の役割】

森林の公益的機能の重要性、木や森を利用することの意義等に関する理解を深め、積極的な府内産木材の利用や府・市町村が実施する施策への協力に努めていただくこと。

### 【森林資源関連事業者の役割】

自らの事業活動を通じて、相互に連携を図るとともに、府・市町村が実施する施策への協力に努めていただくこと。

## 府内産木材の利用の促進に関する施策（第7～12条関係）

### 【府の公共建築物等の府内産木材による木造化】

府の公共建築物等に係る府内産木材の利用による木造化及び府内産木材の利用による木質化

### 【住宅、商業・観光施設、福祉施設等への利用促進】

住宅、商業・観光施設、福祉施設等や大規模・中高層木造建築物への府内産木材の利用促進

### 【木造建築物の設計・施工に係る人材の確保・育成】

木造建築物の設計・施工を行う事業者の育成に必要な知識及び技術の習得を支援

### 【安定供給の促進等】

府内産木材の安定供給や生産性向上等のための人材の確保・育成や需給状況等に応じた必要な体制整備

### 【調査研究の推進等】

府内産木材の多様な用途への利用拡大等に資する技術等の調査研究や木材に関する指標、規格等の情報提供

### 【相談体制の整備等】

府内産木材の多様な用途への利用に資する相談体制の整備

京都府豊かな緑を守る条例  
（緑条例）に基づく

京都府森林利用保全指針

### 【府内産木材の安定供給の推進】

- ・生産加工体制（林業機械、路網、加工・乾燥施設等）の整備
  - ・サプライチェーンの構築
  - ・林業従事者の担い手確保・育成
  - ・木材生産・利用量の目標値設定
- ### 【災害に強い森林づくり】
- ・木材生産と森林環境保全の両立を目指した適切な森林整備（皆伐、間伐、再造林対策等）
  - ・山地災害防止・減災対策の推進など

「緑条例」とこの条例を  
両輪として、府内の森林  
保全と林業・木材産業の  
活性化を図ります

## その他森林資源の活用に関する施策（第13・14条関係）

### 【未利用間伐材等の有効活用】

未利用間伐材等の木質バイオマスへの活用

### 【特用林産物の振興】

特用林産物の生産体制の強化、販路・需要開拓

## 推進体制等（第15～19条関係）

### 【府民会議】

府、府民等、森林資源関連事業者、市町村等が相互に意見交換し、府内産木材の利用等への気運の醸成及びその促進を図れるよう府民会議を設置

### 【普及啓発】

府内産木材等の利用等の重要性に対する府民及び事業者の理解を深めるため、木育（木と森や府内産木材の利用等について、その重要性や意義を府民等が広く学ぶこと）の機会を確保するなど、府内産木材の利用等に関する情報の発信等の普及啓発

### 【顕彰】

府による府内産木材の利用等の促進に関し特に優れた取組を行った者の顕彰

### 【財政上の措置】

府による施策推進のための必要な財政措置

## 附則

施行期日：令和4年4月1日